

# <争族・相続税> 対策

～ 遺言編 ～

## 1. はじめに

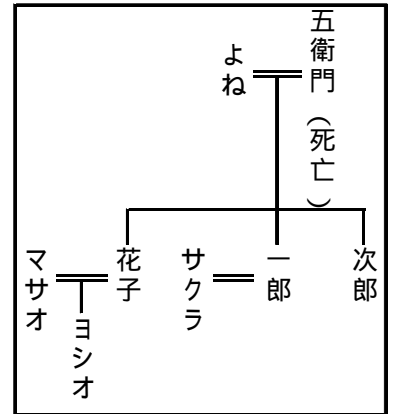
人が亡くなると相続が始まります。その相続につきものなのが『争族』と『税金』です。  
そこで今回から全3回に渡って、争いを回避する方法や、相続税の対策などを紹介させていただきます。

## 2. なぜ争いは起こるのか？

右に示した家計図を見てください。亡くなった五衛門さんには、よねさんというやさしい奥さんと、花子・一郎・次郎という仲の良い3人の子供がいました。

五衛門さんは40年間勤めた会社を退職した後は、名古屋市内に2ヶ所の賃貸不動産を所有し、不動産賃貸業を営んでいました。長女の花子さんは五衛門さんと同居し、最後まで五衛門さんの世話をしていました。一郎さんは大阪でサラリーマンを、次郎さんは名古屋市内で自営業をしています。

あんなに仲の良かった兄弟ですから、争いになるわけがありません……！？



この一家は、実在又は架空のいかなる人物又は団体とも関係ありません。

- 一郎 『僕が長男だから、父さんの財産は僕が全部もらうよ。いいだろ！』
- 花子 『何言ってるのよ、父さんの世話は私がしたのよ！あんた結婚してからほとんど家に帰って来なかったくせに。』
- 次郎 『けんかはやめろよ、みんなで平等に分ければ良いじゃないか。』

『平等』って何でしょうか？お金だったら分けるのは簡単です。でも不動産はどうでしょうか？すぐに売るわけにもいきませんし、売った場合の金額なんて売って見ないと分かりません。

平等に分けようとしても、みんなが納得する事は非常に困難です。さらにマサオさんやサクラさんが横から口出しでもしてきたら、余計に話がまとまらなくなります。こうして争いは続いていくのです。

## 3. 遺言による争族対策

残されたご家族の遺産トラブルを防ぐために、『遺言』は最も有効な手段です。  
遺言の方式には、一般的に『公正証書遺言』と『自筆証書遺言』の2種類があります。

種類	メリット	デメリット
公正証書遺言 公証役場で2人以上の証人の立会いのもと、本人が口述し、公証人が遺言を作成する	公証人が書くので、内容に不備がない 本人が保管する正本・謄本の他に、原本を公証役場が半永久的に無料で保管してくれる 遺言内容を争われることが少ない	内容を公証人等に知られる費用がかかる (費用は財産の額等によります。例えば3億円の財産を3人に1億円ずつ遺贈する場合の公証人手数料は、約15万円です。)
自筆証書遺言 遺言の全てを自筆で書き押印する	遺言の内容を秘密にできる 自分で書くので費用が要らない	本人が書くので、内容の不備等で無効になってしまう可能性がある 文字の加除方法を間違ったりすると、全てが無効になる 本人が保管するので、紛失したり勝手に変造される可能性がある

費用はかかりますが、公正証書遺言の方が安心・安全・確実です。

## 4. 遺言の内容

遺言を残すためには、誰にどの財産を渡すかを決めなければなりません。ここで考えなければならないのが相続税の負担です。『土地をもらったはいいいけど、相続税が払えない！』では、もらった子供も困ってしまいます。

また、遺産の分け方によって相続税は大きく変わってきます。次回のワンポイント情報では、相続税を低く抑える遺産の分け方を紹介させていただきます。

名南経営センターグループでは、相続対策のご相談もうけたまわっております。ぜひご気楽にお電話ください。